

資料編

- 資料 1 「親と子の読書活動等に関する調査」回答結果
- 資料 2 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 資料 3 豊後大野市子ども読書活動推進計画策定委員名簿（平成 30 年度）

資料 1

「親と子の読書活動等に関する調査」回答結果

豊後大野市では子どもたちの読書活動等について、平成 30 年 6 月に小学校 2 年生・5 年生、中学校 2 年生とその保護者及び公立の保育園・幼稚園の年長者の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

小学校 2 年生は対象者 262 名に対し 257 名 (98.1%)、小学校 5 年生は対象者 294 名に対し 289 名 (98.3%)、中学校 2 年生は対象者 272 名に対し 232 名 (85.3%)、保護者は対象者 900 名に対し 772 名 (85.8%) の回答をいただきました。

回答結果は次のとおりです。

【児童生徒 回答】

問 1 あなたは本を読むのが好きですか？ (1 つに○を付けてください)

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) 好き | 421 名 (54.1%) |
| (2) どちらかといえば好き | 227 名 (29.2%) |
| (3) どちらかといえば嫌い | 91 名 (11.7%) |
| (4) 嫌い | 35 名 (4.5%) |
| (5) 無回答 | 4 名 (0.5%) |

問 2 先月 1 ヶ月に先月 (平成 30 年 5 月) の 1 か月間に、本を何冊読みましたか (1 つに○を付けてください)。

※同じ本を 2 回読んだ場合は、2 冊と数えてください。

- | | |
|------------|---------------|
| (1) 0 冊 | 29 名 (3.7%) |
| (2) 1～3 冊 | 131 名 (16.9%) |
| (3) 4～6 冊 | 129 名 (16.6%) |
| (4) 7～9 冊 | 100 名 (12.9%) |
| (5) 10 冊以上 | 386 名 (49.7%) |
| (6) 無回答 | 1 名 (0.1%) |

問3 先月（平成30年5月）の1か月間に、地域の図書館に何回行きましたか（1つに○を付けてください）。

注意：地域の図書館は、市の図書館や移動図書館や公民館の図書室を含めます。

(1)	0回	374名 (48.1%)
(2)	1～3回	259名 (33.3%)
(3)	4～6回	65名 (8.4%)
(4)	7～9回	26名 (3.3%)
(5)	10回以上	50名 (6.4%)
(6)	無回答	3名 (0.4%)

問4 1週間に、学校の図書館に何回行きましたか（1つに○を付けてください）。

※0回と毎日の人はその理由も書いてください。

(1)	0回	74名 (9.5%)
(2)	2、3回	453名 (58.4%)
(3)	毎日	244名 (31.4%)
(4)	無回答	5名 (0.6%)

【保護者回答】

問1 あなたは本を読むのが好きですか（1つに○を付けてください）。

(1)	好き	237名 (30.7%)
(2)	どちらかといえば好き	311名 (40.3%)
(3)	どちらかといえば嫌い	186名 (24.1%)
(4)	嫌い	31名 (4.0%)
(5)	無回答	6名 (0.8%)

問2 先月（平成30年5月）の1か月間に、本を何冊読みましたか（1つに○を付けてください）。

※同じ本を2回読んだ場合は、2冊と数えてください。

(1)	0冊	269名 (34.9%)
(2)	1～3冊	296名 (38.4%)
(3)	4～6冊	92名 (11.9%)
(4)	7～9冊	37名 (4.8%)
(5)	10冊以上	66名 (8.6%)
(6)	無回答	11名 (1.4%)

問3 お子さんにとって読書活動は重要だと思いますか

- | | |
|------------|--------------|
| (1) とても重要 | 445名 (57.8%) |
| (2) 重要 | 313名 (40.6%) |
| (3) 重要ではない | 9名 (1.2%) |
| (4) 無回答 | 3名 (0.4%) |

問4 お子さんに読み聞かせをしたことがありますか(「ある」の場合、その頻度も選んでください)

- | | |
|---------|--------------|
| (1) ある | 701名 (90.8%) |
| (2) ない | 68名 (8.8%) |
| (3) 無回答 | 3名 (0.4%) |

(※ (1) ある の頻度)

- | | |
|----------|--------------|
| ① 毎日 | 98名 (13.8%) |
| ② 週に3、4回 | 138名 (19.5%) |
| ③ 週に1、2回 | 163名 (23.0%) |
| ④ 月に2、3回 | 164名 (23.2%) |
| ⑤ それ以下 | 145名 (20.5%) |

問5 読み聞かせ以外にお子さんに読書活動を進めるためにしている、あるいはしていたことは何ですか(当てはまるものにもいくつでも○を付けてください)

- | | |
|-------------------------|--------------|
| (1) 子どもが本を読んだらほめる | 344名 (19.0%) |
| (2) 本のことについて話をする | 324名 (17.9%) |
| (3) 家に本をたくさん置く | 228名 (12.6%) |
| (4) 自分(保護者)が読書している姿を見せる | 124名 (6.9%) |
| (5) 図書館に連れて行く | 327名 (18.1%) |
| (6) 読書会や読み聞かせの会などに連れて行く | 86名 (4.8%) |
| (7) 本を買い与える | 377名 (20.8%) |

資料2

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

資料3

豊後大野市子ども読書活動推進計画策定委員名簿（平成30年度）

番号	役職	氏名	所属	備考
1	委員長	田北 昌司	百枝小学校	校長代表
2	副委員長	衛藤 好美	社会教育委員（読み聞かせグループ所属）	社会教育委員代表
3	委員	坂井 洋子	三重第一小学校	教頭代表
4	〃	小野 紀子	三重東小学校	小学校教諭代表
5	〃	和田 真理子	大野中学校	中学校教諭代表
6	〃	藤田 佳奈	朝地小学校	小中学校司書代表
7	〃	高橋 佳織	三重幼稚園	幼稚園教諭代表
8	〃	森 紀子	認定こども園 緒方保育園	保育士代表
9	〃	太田 新子	市図書館	図書館司書代表
10	〃	佐藤 ひろ美	三重ふれあい児童館	児童館担当代表
11	〃	堀 恵理子	市民生活課	保健師代表